

公益財団法人 日本健康・栄養食品協会
会員及び会費等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第56条第2項の規定に基づき、この法人(以下「本協会」という)の会員の入会及び退会、並びに入会金及び会費等に関し必要な事項を定めるものとする。

(会員種別)

第2条 本協会の会員の種別は次のとおりとする。

(1) 会 員

本協会の目的、事業に賛同する、食品関連製造業又は流通業を営む法人または団体とし、健康食品部、特定保健用食品部、栄養食品部及び機能性食品部に属する会員。

(2) 準会員

前第1号と同様の法人または団体で、入会金を分割納入中の者

(3) 賛助会員

本協会の活動を賛助する、前号以外の団体または個人。

(入会手続)

第3条 入会を希望する者は、所定の入会申込書を提出し、所定の手続を経た後、理事長の承認を得るものとする。

(理事会への報告)

第4条 理事長は新たに第2条に定める会員、準会員または賛助会員となった者(以下「会員等」という)について、その属性及び承認理由を理事会に報告しなければならない。

(入会金及び会費)

第5条 会員は、入会するときに以下に定める入会金及び年会費を、以後毎年年会費を納入しなければならない。賛助会員は、入会するときに以下に定める年会費を、以後毎年年会費を納入しなければならない。また、準会員は入会するときに年会費を納入し、入会金については入会から1年間は支払いを免除、入会2年目以降から分割納入できることとし、入会后最長4年以内に入会金を全額納入しなければならない。

(1) 会 員

入会金 300,000 円

会 費	年 額	1部加入の会員	100,000 円
		2部加入の会員	150,000 円
		3部加入の会員	200,000 円
		4部加入の会員	250,000 円

(2) 準会員

入会金	入会から1年間は免除。入会以後4年以内に	300,000円
会費	年額	1部加入の準会員 100,000円 2部加入の準会員 150,000円 3部加入の準会員 200,000円 4部加入の準会員 250,000円

(3) 賛助会員

会費	年額	100,000円
----	----	----------

2 但し、年度途中での入会時においては、会員等は入会月から当該年度末までの月割りに準じた年会費を別表1のとおり支払うものとする。

3 賛助会員から会員へ移行する場合は、所定の入会金及び年会費を納入しなければならない。

4 準会員から会員へ移行する場合は、入会金を全額納入しなければならない。

(会費の請求及び支払い)

第6条 年会費は年度当初に会員等へ請求するものとし、会員等は請求があった日から原則として60日以内に所定の年会費を支払うものとする。

(会員の特典)

第7条 会員等は次の特典を享受することができる。

- (1) 本協会が提供する会員等宛の関連情報を無料で受けることができる。
- (2) 本協会が提供する事業サービスをそれぞれの所属部によって無料もしくは割引料金で利用することができる。
- (3) 本協会が主催する講習会、セミナー等にそれぞれの所属部によって割引料金で参加できる。
- (4) 本協会の出版物をそれぞれの所属部によって無料で受領もしくは割引料金で購入できる。

(会費の用途)

第8条 第5条の会費及び入会金は、毎事業年度における合計額の50%以上を当該年度の公益目的事業に使用する。

(退会)

第9条 会員等が退会しようとするときは、理事長に届出た上で退会できるものとする。

- 2 会員等が死亡し、または解散したときは退会したものとみなす。
- 3 会員等が次の各号のいずれかに該当するときは、理事長の承認を得て、退会させることができる。ただしこの場合には、理事会に報告することとする。
 - (1) 会費を請求日から1年以上納入しないとき
 - (2) この法人の事業を妨げ、または妨げようとしたとき
 - (3) この法人の事業を利用して不正の行為をしたとき
 - (4) この法人の信用を著しく害する行為をしたとき
 - (5) 理事会で決定された経費その他賦課金の支払いを怠ったとき

(6) この法人が定めた「営業販売活動に関する倫理綱領」を逸脱した行為をしたとき、特に倫理綱領第2の遵守義務である「食品衛生法」、「医薬品医療機器等法」、「健康増進法」、「消費者契約法」、「景品表示法」、「特定商取引に関する法律」等の関連法令上の行政処分を受けた時は、速やかに理事長に報告するものとする。

4 前第1項、第2項及び第3項により退会となった者には、既に納入した入会金及び会費は返還しないものとする。

5 退会する会員等は、未納の年会費がある場合は所定の年会費を支払わなければならない。また、年度途中での退会の場合は、当該年度当初から退会時までの月割りに準じた年会費を別表1のとおり支払うものとする。

(改 廃)

第10条

この規程は、必要と認めた場合、理事会の決議により改正することができる。

(補 足)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

附 則

平成22年10月12日理事会議決

この規程は、公益法人 日本健康・栄養食品協会の設立の日から施行する。

(平成23年7月1日施行)

2 第5条の入会金は、平成23年10月1日から平成24年3月31日までの期間において、過去に会員または賛助会員だったものが再入会を希望する場合は、これを免除する。

(平成23年9月21日理事会議決)

(平成23年10月1日施行)

3 改 正 本規程は、平成24年6月11日から施行する。

(平成24年6月11日理事会議決)

4 改 正 本規程は、平成26年3月12日から施行する。

(平成26年3月12日理事会議決)

5 改 正 本規程は、平成30年4月1日から施行する。

(平成30年3月12日理事会議決)

6 改 正 本規程は、令和2年4月1日から施行する。

(令和2年3月9日理事会議決)

別表1 途中入退会時の会費

途中入会の入会年度の会費

単位：万円

入会月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1部加入	10	10	9	8	7	6	5	5	4	3	2	1
2部加入	15	15	13.5	12	10.5	9	7.5	7.5	6	4.5	3	1.5
3部加入	20	20	18	16	14	12	10	10	8	6	4	2
4部加入	25	25	22.5	20	17.5	15	12.5	12.5	10	7.5	5	2.5

入会部追加の場合

単位：万円

入会月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1部追加	5	5	4.5	4	3.5	3	2.5	2.5	2	1.5	1	0.5
2部追加	10	10	9	8	7	6	5	5	4	3	2	1
3部追加	15	15	13.5	12	10.5	9	7.5	7.5	6	4.5	3	1.5

途中退会の年度の会費

単位：万円

退会月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1部加入	1	2	3	4	5	5	6	7	8	9	10	10
2部加入	1.5	3	4.5	6	7.5	7.5	9	10.5	12	13.5	15	15
3部加入	2	4	6	8	10	10	12	14	16	18	20	20
4部加入	2.5	5	7.5	10	12.5	12.5	15	17.5	20	22.5	25	25

* 賛助会員の金額は1部加入会員の金額と同額とする。

* 準会員の金額は会員の金額と同額とする。